

平成23年度  
第1回 松本市議会  
ステップアップ市民会議

平成23年9月1日

松本市議会

## 第1回松本市議会ステップアップ市民会議 次第

日 時：平成23年9月1日（木）  
午後1時30分から  
場 所：議員協議会室

### <全体会>

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 議長あいさつ
- 4 自己紹介
  - (1) 議会側出席者
  - (2) 委員
- 5 活動方針について
- 6 市議会の仕組み及び議会基本条例について
- 7 閉 会

### <分科会>

- 1 分科会の進め方について
- 2 分科会検討項目について
- 3 座長選出

# 松本市議会ステップアップ市民会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏	名
飯塚 則之	
池野 理恵	
石曾根 一能	
大下 京子	
大場 芳郎	
鎌田 哲也	
小林 修	
坂井田 金一	
高橋 百喜	
瀧 文雄	
田中 秀長	
野口 義輝	
能勢 桂介	
藤澤 久敏	
村山 忠勇	
百瀬 靖彦	
山田 榮一	
吉田 満	
米沢 光夫	

第1回松本市議会ステップアップ市民会議 出席議員名簿

役 職	氏 名
議 長	柿 澤 潔
副 議 長	白 川 延 子
議会運営委員長	宮 坂 郁 生
総務委員長	青 木 豊 子
教育民生委員長	太 田 典 男
経済環境委員長	阿 部 功 祐
建設委員長	上 條 俊 道
政策部会長	村 瀬 元 良
広報部会長	忠 地 義 光
交流部会長	南 山 国 彦
交流副部会長	山 崎 たつえ

## ステップアップ市民会議の活動について

### 1 会議の目的（開催要領第1条）

市民参加の推進と開かれた市議会の実現を図るため、松本市議会の運営等に関し、市民の意見・提言を的確に把握し、市議会の運営等に反映させるものです。

### 2 委員の職務（開催要領第7条）

次の項目について意見・提言をいただきます。

- ・松本市議会の会議を傍聴しその運営に関すること
- ・「まつもと市議会だより」及び市議会ホームページ等の議会広報活動に関すること
- ・その他議長が必要と認めること

### 3 委員の任期（開催要領第9条）

委嘱の日から平成25年4月30日まで

### 4 報酬等（開催要領第8条）

報酬及び費用弁償の支給はありません。

### 5 会議の流れ

- (1) 委員は次に掲げる区分のいずれか1つの分科会に所属し、分科会が所管する項目について検討します。

第1分科会 説明責任、情報発信

第2分科会 議会機能の強化、議会運営

第3分科会 市民交流・参加・意見の把握

- (2) 分科会で検討した項目について、全体会議で意見交換を行います。
- (3) 市議会は、全体会議の意見等について検討し、次の全体会議において検討の結果を報告します。
- (4) 委員は、市議会の検討結果について傍聴等を通じて評価を行います。

## 6 会議の開催（開催要領第4条）

全体会議は、原則として任期中に4回開催します。

## 7 分科会

(1) 次の項目については、各分科会で決定します。

- ・ 座長・書記
- ・ 分科会の検討項目
- ・ 分科会の開催時期、回数等の運営

(2) 交流部会員が各分科会の担当として、運営補助や調整を行います。

分科会	交流部会担当部会員 (○責任者)
第1分科会 説明責任・情報発信	上條美智子、山崎たつえ、○青木豊子、 中田善雄
第2分科会 議会機能の強化・議会運営	中島昌子、○宮坂郁生、南山国彦
第3分科会 市民交流・参加・意見の把握	犬飼信雄、○芝山 稔、大久保真一

## 8 会議の傍聴

(1) 議会の会議日程をお知らせします。

(2) 本日配付した委員証兼傍聴証を着用いただくと、傍聴の手続きは不要です。当該会議資料をお渡ししますので、事務局にお寄りください。（本会議は議場入口に資料を用意してあります。）

(3) 傍聴に当たっての留意事項は次のとおりです。

- |   |
|---|
| ア 拍手、その他の方法により賛否を表明しないでください。<br>イ はち巻き、腕章等をしないでください。<br>ウ 飲食又は喫煙をしないでください。<br>エ 携帯電話の電源はオフにするか、マナーモードに設定してください。<br>オ そのほか、秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為はしないでください。<br>カ 写真撮影やビデオ録画等はできません。 |
|---|

## 会議の日程及び会議事項等（9月）

日 時	会議名		場 所	主な会議事項
9月5日（月） 午前10時	9月定例会	本会議	議 場	開会 市長の提案説明 （一部議案の委員長審査報告、質疑、討論、採決）
9月5日（月） 本会議休憩中		総務 委員会	第1委員会室	議案審査 等
9月5日（月） 本会議終了後	議会だより 編集委員会		第1委員会室	市議会だより第155号（平成23年11月1号）の編集について
9月12日（月） 13日（火） 14日（水） 午前10時	9月定例会	本会議	議 場	一般質問
9月14日（水） 午前9時	議会運営委員会		第1委員会室	議案の委員会付託について 等
9月15日（木） 午前10時	9月定例会	総務 委員会	第1委員会室	議案審査 等
		教育民生 委員会	議員協議会室	〃
9月16日（金） 午前10時		経済環境 委員会	第1委員会室	〃
建設 委員会		議員協議会室	〃	
9月22日（木） 午前11時	議会運営委員会		第1委員会室	委員会の審査結果及び採決の方法について 等
9月22日（木） 午後1時	9月定例会	本会議	議 場	委員長審査報告、質疑、討論、採決、閉会
9月27日（火） 〃 9月30日（金） 午前10時	決算特別委員会		議員協議会室	決算議案の審査

※ 第1委員会室、議員協議会室、議場は東庁舎3階にあります。

※ 上記は9月1日現在の予定です。今後、変更・追加等がありましたら、その都度お知らせします。

## 松本市議会ステップアップ市民会議開催要領

### (目的)

第1条 この要領は、松本市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの意見及び提言を的確に把握し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会への市民参加の推進と開かれた市議会の実現を図るため、松本市議会ステップアップ市民会議（以下「市民会議」という。）を開催することについて必要な事項を定めることとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び議長の下に設置される会議等をいう。

### (市民会議の位置づけ等)

第3条 市民会議は、市議会が主催し、公募による市民委員（以下「委員」という。）から意見及び提言を聴くとともに、委員と市議会が意見交換を行う場とする。

- 2 市民会議に出席する市議会議員は、別に定める。
- 3 第1項の意見及び提言について、議長は必要に応じ、関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。
- 4 前項の規定による検討の結果は、原則として市民会議において報告し、必要に応じ、議長が別に定める方法により公表するものとする。

### (市民会議の開催等)

第4条 市民会議は公開とし、原則として委員の任期中4回開催する。

- 2 市民会議の企画及び運営は、交流部会が行う。

### (分科会)

第5条 市民会議に分科会を設置し、必要と認める事項について検討をすることができる。

- 2 分科会について必要な事項は、別に定める。

### (委員の委嘱)

第6条 委員は、20人以内とする。

- 2 委員は、次に掲げる要件を満たす公募者のうちから、議長が委嘱する。

- (1) 年齢満18歳以上の市民であり、かつ、公務員又は各種議会議員でないこと。ただし、市内の大学に在学する学生（社会人学生を含む。）については、市民であることを必要としない。

- (2) 市議会の仕組みとその運営及び市政や地域社会の発展に関心があり、かつ、公正な社会的見識を有すること。
- 3 前項の公募者は、応募の際に400文字以内の応募動機を議長に提出するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、議長は必要と認める者を委員として委嘱できるものとする。

(委員の職務)

第7条 委員は、市民会議に出席し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会議（非公開で行なわれるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見及び提言を述べること。
- (2) 「まつもと市議会だより」及び市議会ホームページ等の議会広報活動に関する意見及び提言を述べること。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(報酬等)

第8条 委員には、報酬及び費用弁償を支給しないものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、委嘱の日から翌々年4月30日までとし、再任は行わない。

(解任)

第10条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、議長は委員を解任できるものとする。

- (1) 第6条第2項に規定する要件を失ったとき。
- (2) 委員から辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

(改正経過)

平成23年6月23日改正

(委員の再任の特例)

この要領の改正後最初に委嘱する委員は、第9条の規定にかかわらず、前年度の委員の再任を妨げないものとする。

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条―第5条)

第3章 市民と議会の関係(第6条・第7条)

第4章 行政と議会の関係(第8条―第10条)

第5章 議会運営(第11条・第12条)

第6章 議会の権能強化(第13条―第17条)

第7章 政務調査費(第18条)

第8章 議員定数、政治倫理(第19条・第20条)

第9章 補則(第21条・第22条)

附則

前文

地方自治の進展を図るためには、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠である。

市民の意思を把握し、行政に反映する市議会は、市民と身近に接した市民の代表機関であり、市の意思決定機関である。

二元代表制は、市議会と市長がともに市民の信託を受け、対等な関係のもとに相互の牽制と抑制を図りながら一定の均衡を保ち、市民の福祉の増進と市勢の発展に努める制度であり、この実現のために市議会が担う役割、果たすべき使命はますます重要となっている。

松本市議会(以下「議会」という。)は、先人が築いた歴史と伝統を重く受け継ぎ、これに安住することなく不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として、市民とともに地域の主体性を高めることを決意する。

よって、ここに、住民自治を推し進め、団体自治を確立する地方自治の本旨に則り、全力をもって市民の負託に応えるため、本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、市民の負託に応え、豊かな松本市の実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 政策決定並びに市長その他の執行機関の事務について監視及び評価機能を果たすこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。
- (4) 市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

#### (議会改革の推進)

第4条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

- 2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

#### (会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、合意形成に努めるものとする。

### 第3章 市民と議会の関係

#### (市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

- 2 議会は、議会における会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握するため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

#### (情報公開及び広報広聴の充実)

第7条 議会は、議長が別に定める基準により、その有する情報を常時公開する。

- 2 議会は、インターネット、広報誌等の多様な媒体を用いて、情報を発信し、及び市民の意見の把握に努めるものとする。
- 3 議会は、議会の活動を広報するため、必要に応じて議会報告会を開催するものとする。

### 第4章 行政と議会の関係

#### (市長等との関係)

第8条 議会は、市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

- 2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
  - (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して質問趣旨の確認等のため反問することができる。

#### (議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、そ

の政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
  - (2) 提案に至るまでの経緯
  - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
  - (4) 市民参加の実施の有無とその内容
  - (5) 総合計画との整合性
  - (6) 財源措置
  - (7) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。
- 3 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。

(政策立案及び政策提言)

第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行うものとする。

#### 第5章 議会運営

(議会運営)

- 第11条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。
- 2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

(委員会)

- 第12条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。
- 2 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができるものとする。
- 3 委員会の審査に当たっては、傍聴者に審査資料を貸与するものとする。

#### 第6章 議会の権能強化

(議会の機能の強化)

第13条 議会は、市政の執行に関する監視・評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(調査機関及び検討会等の設置)

- 第14条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。
- 2 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

(研修及び調査研究)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第16条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

#### 第7章 政務調査費

(政務調査費)

第18条 松本市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第1号)の規定により政務調査費の交付を受けた会派は、政務調査費の適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、議長が別に定める基準により、政務調査費の収支報告書を公開する。

#### 第8章 議員定数、政治倫理

(議員定数)

第19条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

(政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

#### 第9章 補則

(他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

# 市議会議員名簿

任期：平成23年5月1日～平成27年4月30日

平成23年6月6日現在

議席 番号	氏名	政党等	会派	議席 番号	氏名	政党等	会派
1	田口輝子 たぐちてるこ	無所属	改革	2	上條美智子 かみじょうみちこ	公明党	公明党
3	上條温 かみじょうゆたか	無所属	翠政会	5	村上幸雄 むらかみゆきお	無所属	政友会
6	中島昌子 なかじままさこ	無所属	政友会	7	太田典男 おおたのりお	無所属	新風会
8	小林あや こばやしあや	無所属	翠政会	9	阿部功祐 あべこうすけ	無所属	翠政会
10	小林弘明 こばやしひろあき	無所属	翠政会	11	上條俊道 かみじょうとしみち	無所属	政友会

12	犬飼 信雄 いぬかい のぶお		無所属	新風会	13	山崎 たつえ やまざき たつえ		民主党	無所属
14	忠地 義光 ただち よしみつ		無所属	翠政会	15	宮坂 郁生 みやさか いくお		無所属	政友会
16	村瀬 元良 むらせ もとよし		無所属	翠政会	17	吉江 けんたろう よしえ けんたろう		減税日本	無所属
18	芝山 稔 しばやま みのる		無所属	翠政会	19	宮下 正夫 みやした まさお		無所属	改革
20	熊井 靖夫 くまい やすお		無所属	新風会	21	柿澤 潔 かきざわ きよし		無所属	政友会
22	青木 豊子 あおき とよこ		無所属	翠政会	23	近藤 晴彦 こんどう はるひこ		公明党	公明党

24	草間 錦也 くさま きんや		無所属	新風会	25	太田 更三 おおた こうぞう		無所属	新風会
26	南山 国彦 みなみやま くにひこ		日本共産党	無所属	27	白川 延子 しらかわ のぶこ		公明党	公明党
28	赤羽 正弘 あかはね まさひろ		無所属	政友会	29	大久保 真一 おおくぼ しんいち		無所属	新風会
30	増田 博志 ますだ ひろし		無所属	新風会	31	中田 善雄 なかた よしお		無所属	改革
32	池田 国昭 いけだ くにあき		日本共産党	無所属					

【議会ホームページのご案内】

松本市公式ホームページ『くるくるねっとまつもと』の議会のページでは、次のような情報が見られますのでご利用ください。

議会日程、一般質問（項目）、議決結果、議会構成、議員名簿、本会議録画中継、委員会・本会議の会議録検索、政務調査費報告、市議会だより

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/sigikai/index.html>

## 委員会名簿

◎委員長 ○副委員長

平成 23 年 6 月 6 日現在

常 任 委 員 会	<p>総務委員会(8名)</p> <p>総務部、政策部、財政部、会計課、選挙管理委員会、監査委員の所管に属する事項、他の委員会に属さない事項</p>	<p>上條美智子 ○村上幸雄 村瀬元良 吉江けんたろう 宮下正夫 熊井靖夫 柿澤 潔 ◎青木豊子</p>
	<p>教育民生委員会(8名)</p> <p>健康福祉部、子ども部、福祉事務所、病院局、教育委員会の所管に属する事項</p>	<p>○田口輝子 上條 温 ◎太田典男 山崎たつえ 忠地義光 宮坂郁生 白川延子 増田博志</p>
	<p>経済環境委員会(8名)</p> <p>市民環境部、農林部、商工観光部、農業委員会の所管に属する事項</p>	<p>○中島昌子 ◎阿部功祐 犬飼信雄 芝山 稔 近藤晴彦 草間錦也 南山国彦 中田善雄</p>
	<p>建設委員会(7名)</p> <p>建設部、上下水道局の所管に属する事項</p>	<p>○小林あや 小林弘明 ◎上條俊道 太田更三 赤羽正弘 大久保真一 池田国昭</p>
<p>議会運営委員会(10名)</p> <p>議会の会期、議事日程、特別委員会の設置及び廃止、議案及び請願等の取り扱い、各交渉団体相互の連絡調整、議会主催の行事、議会費予算、議会関係例規の制定及び改廃、議員相互及び対外的慶弔広告等、議会だよりの編集、その他議会運営上必要な事項</p>		<p>○小林弘明 上條俊道 ◎宮坂郁生 芝山 稔 熊井靖夫 青木豊子 近藤晴彦 草間錦也 太田更三 中田善雄</p>

## 議会だより編集委員会

◎委員長 ○副委員長

平成 23 年 6 月 6 日現在

○上條美智子	中島昌子	阿部功祐	犬飼信雄	◎宮下正夫
--------	------	------	------	-------

## 議会基本条例施策推進組織 部会名簿

◎部会長 ○副部会長

平成 23 年 6 月 6 日現在

部 会	議 員 氏 名
政策部会 (11名)	上條 温 太田典男 小林あや ◎村瀬元良 宮下正夫 柿澤 潔 ○近藤晴彦 太田更三 赤羽正弘 増田博志 池田国昭
広報部会 (10名)	田口輝子 村上幸雄 阿部功祐 小林弘明 ○上條俊道 ◎忠地義光 吉江けんたろう 熊井靖夫 草間錦也 白川延子
交流部会 (10名)	上條美智子 中島昌子 犬飼信雄 ○山崎たつえ 宮坂郁生 芝山 稔 青木豊子 ◎南山国彦 大久保真一 中田善雄
進行管理部会 (7名)	柿澤 潔 白川延子 ◎宮坂郁生 ○芝山 稔 近藤晴彦 太田更三 中田善雄

## 会派名簿

○代表者

平成 23 年 6 月 6 日現在

会派等	議 員 氏 名	議員控室	内 線
翠 政 会 (8名)	上條 温 小林あや 阿部功祐 小林弘明 忠地義光 村瀬元良 ○芝山 稔 青木豊子	第 2	2 1 3 2
新 風 会 (7名)	太田典男 犬飼信雄 熊井靖夫 草間錦也 ○太田更三 大久保真一 増田博志	第 1	2 1 3 1
政 友 会 (6名)	村上幸雄 中島昌子 上條俊道 ○宮坂郁生 柿澤 潔 赤羽正弘	第 4	2 1 3 4
改 革 (3名)	田口輝子 宮下正夫 ○中田善雄	第 3	2 1 3 3
公 明 党 (3名)	上條美智子 ○近藤晴彦 白川延子	第 5	2 1 3 5
無所属	南山国彦 池田国昭	第 6	2 1 3 6
	吉江けんたろう	第 7	2 1 3 7
	山崎たつえ	第 8	2 1 3 8